

補助金調書

補助金名	勤労者福祉事業費補助金 (福岡市中小企業従業員福祉協議会)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局産業振興部就労支援課 (TEL711-4326)		
交付先	■ 団体	福岡市中小企業従業員福祉協議会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
補助開始年度	昭和50	年度	経過年数	39	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市の中小企業の労務改善事業の推進並びに中小企業従業員の福祉活動を総合的計画的に推進することを目的とする。 勤労者の福祉の向上と雇用の安定のために実施される中小企業従業員の福祉に関する事業及び中小企業の労務改善に関する事業を対象とする。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	■ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 算定方法: 予算額を上限に当協議会の事業内容を勘案し算定。 対象要件: 当該事業が本市の勤労者福祉の向上と安定を図る上で有意義であること。					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	1 件	1 件			
	903 千円	950 千円	1000 千円	1186 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	中小企業従業員の福祉に関する事業(各種研修会、講習会の開催 等) 中小企業従業員の労務改善に関する事業(労働事情実態調査 等)						
補助金交付 による効果	従業員福祉、労務改善事業の普及推進、労務改善に関する講習会、研究会及び講演会の開催、情報の提供、調査及び研究など事業を中小企業の従業員に幅広く実施することが出来る。						

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。